

第94回臨時会

# 南部町議会会議録

令和2年5月7日 開会

令和2年5月7日 閉会

南部町議会



## 第94回南部町議会 臨時会会議録目次

### 第 1 号（5月7日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長提出議案提案理由の説明	4
○報告第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○報告第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○閉会の宣言	14
○署名議員	17



令和2年5月7日（木曜日）

第94回南部町議会臨時会会議録

（第1号）



## 第94回南部町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

令和2年5月7日（木）午前11時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第 6 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(令和2年度南部町一般会計補正予算(第2号))
- 第 7 議案第47号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第48号 令和2年度南部町一般会計補正予算(第3号)
- 第 9 議案第49号 令和2年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員（15名）

1番	工藤 愛 君	2番	松本 啓吾 君
3番	久保 利樹 君	4番	夏堀 嘉一郎 君
5番	坂本 典男 君	6番	滝田 勉 君
7番	西野 耕太郎 君	8番	山田 賢司 君
9番	八木田 憲司 君	10番	中舘 文雄 君
12番	夏堀 文孝 君	13番	沼畑 俊一 君
14番	根市 勲 君	15番	馬場 又彦 君
16番	川守田 稔 君		

欠席議員（1名）

11番 工藤正孝君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	佐々木俊昭君
総務課長	久保田敏彦君	企画財政課長	金野貢君
交流推進課長	松原浩紀君	税務課長	下井田耕一君
健康福祉課参事	福田勉君	農林課参事	東野成人君
商工観光課長	元沢清則君	教育長	高橋力也君
学務課参事	中村貞雄君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局参事	中里司	班長	小林京子
総括主査	坂本裕昭		



---

◎開会及び開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより第94回南部町議会臨時会を開会いたします。  
本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前11時00分）

---

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（夏堀文孝君） ここで議会運営委員長から、本臨時会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、根市勲君。

（議会運営委員会委員長 根市勲君 登壇）

○議会運営委員会委員長（根市 勲君） おはようございます。

本日、議会運営委員会を開催し、第94回南部町議会臨時会の運営について協議しましたので、決定事項をご報告いたします。

本臨時会に付議されました事件は、町長提出の案件が報告2件、議案3件であります。

本臨時会の会期につきましては、本日、5月7日、1日といたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

議会運営委員会の報告を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（夏堀文孝君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、14番根市勲君、15番馬場

又彦君を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（夏堀文孝君） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日、5月7日、1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

会期は、本日、1日と決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（夏堀文孝君） 日程第3「諸般の報告」をします。

諸般の報告については、お手元に配付のとおりでありますので朗読は省略します。

本臨時会の上程は、町長提出の案件が報告2件、議案3件であります。

---

#### ◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（夏堀文孝君） 日程第4「町長提出議案提案理由の説明」を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 議員各位におかれましては、本日招集の第94回南部町議会臨時会を開会するにあたり、何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

提出案件のご説明の前に、新型コロナウイルス感染症への対応についてご説明申し上げます。

まずは、4月20日開会の議会臨時会におきまして、補正予算をご議決いただきました「南部町飲食業者新型コロナウイルス感染症緊急対策支援金給付事業」の、給付実績についてご説明申し上げます。1回目の給付分につきましては、4月27日の申請期間までに26の事業者から申請があり、総額641万4,000円の給付を決定し5月1日に現金給付したところであります。なお、2回目の給付日は、5月25日となります。

新型コロナウイルス感染症の影響による売り上げの大幅な減少に、事業の継続そのものを危惧されていた方々にとっては、これで100パーセント安心できるものではないでしょうが、少しでも不安を取り除くことができるように、今後も状況を見守ってまいりたいと考えているところであります。

また、5月1日から特別定額給付金対策室を南部町総合保健福祉センターゆとりあ内に設置し、6名の職員が給付事務にあたっております。5月4日には、十数名の職員の応援を得て申請書類の封筒詰め作業を行ったところであり、本日すでに郵便局へ持参し、明日から郵送により申請書類が町内各世帯に届くこととなっております。1回目の振込日は、18日の予定であります。給付金の振込開始は、5月18日を予定し、その後も申請書の受付後、一週間程度での振り込みを行うこととしております。町民の皆様には地域経済への影響を少しでも小さくするため、給付金をお使いになる際には、是非とも町内のお店をご利用いただくことをお願い申し上げます。

それでは、本臨時会に提出いたしました案件であります。報告2件、条例の制定1件、令和2年度南部町一般会計ほか、補正予算案2件の、合わせて5件でございます。順にご説明申し上げます。参考の参考に供したいと存じます。

まず、報告2件「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて」をご説明いたします。

初めに、「南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地方税法等の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、売上高の減少割合に応じて中小事業者が所有する償却資産等に係る固定資産税の課税標準を減ずるための規定の整備のほか、収入が減少した場合において町税の納付を特例的に猶予するための規

定の整備など条例を改正する必要が生じたため、専決処分したものであります。

次に、報告第10号「令和2年度南部町一般会計補正予算（第2号）」であります。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る特別定額給付金、及び子育て世帯への臨時特別給付金の支給に係る経費として、歳入歳出予算の総額に18億460万8,000円を追加し、予算の総額を153億5,080万5,000円とすることについて、対応を素早くするために専決処分したものであります。

以上が、報告2件についての説明でございます。

次に、議案第47号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に伴い、地域経済や町民生活が大きな影響を受けていることから、国民健康保険の被保険者を経済的に支援することを目的に令和2年度の国民健康保険税を減税するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第48号「令和2年度南部町一般会計補正予算（第3号）」であります。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う町独自の経済対策、第2弾として、先般の町内飲食業者への緊急対策支援を全業種に拡大するとともに、アルバイト先の休業などで収入が減少し学業の継続に支障を来すおそれのある高校生以上の学生に対し、支援金を支給するための経費として、歳入歳出予算の総額に4,710万8,000円を追加し、予算の総額を153億9,791万3,000円とするものであります。

次に、議案第49号「令和2年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」であります。先ほど国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてのところでご説明申し上げましたとおり、令和2年度の国民健康保険税を減税するため、歳入予算の組み替えを行うものであります。

以上が本臨時会に提案いたしました議案の内容であります。議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ副町長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議のうえ、何卒原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

---

◎報告第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第5、報告第9号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（下井田耕一君） 説明資料の報告第9号をご準備願います。

報告第9号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について）」ご説明申し上げます。

趣旨であります。新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、原則令和2年4月30日から施行されることに伴い、条例を改正する必要が生じ、地方自治法の規定に基づき令和2年4月30日付で専決処分したため、報告し承認を求めるものでございます。

主な改正内容についてであります。まず1点目の固定資産税について、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置を行っております。中小事業者の売上高の減少割合に応じて、令和3年度課税分、1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1、または、零としたものでございます。なお、中小事業者は、租税特別措置法に規定する常時使用従業者数が1,000人以下で、資本金等が1億円以下の個人または法人となります。詳細は、令和2年2月から10月までの任意の3カ月間の売上高と前年の同期間を比較した際、30%以上50%未満減少している者は課税標準を2分の1、50%以上減少している者は零とするものであります。申請期限は、令和3年1月31日となっております。

続きまして、2点目の軽自動車税についてであります。軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長を行っております。軽自動車税の環境性能割の税率を1%分軽減し、非課税とする特例が適用となる3輪以上の自家用自動車の取得期限を令和2年9月30日から令和3年3月31日まで、6カ月間延長したものであります。

3点目の個人住民税についてであります。まず、寄附金控除の特例につきまして、文化芸術・スポーツイベント等が中止され入場料等の払い戻しを請求しなかった場合、町長が指定するものに限り、その金額を寄附金控除の対象としたものであります。なお、限度額は20万円で、令和2年2月1日から令和3年12月31日までに払い戻しを請求する権利を放棄したものが対象となります。20万円の限度額で、かなり高額となっております。オリンピックの関連チケット等であると考えております。

次に、裏面になりますが、住宅借入金等特別控除の特例についてであります。住宅ローン等により取得または増改築した住宅に令和2年12月末までに入居できなかった方で、その方が当該住宅に令和3年12月末までに入居となった場合、特別控除の期間が1年間延長されることとなったことに伴いまして、町税条例の改正も行ったものであります。条例の改正内容は、所得税で控除しきれなかった特別控除の金額があったとき、町民税から控除できる期間を1年間延長したものでございます。

次に、4点目の徴収の猶予制度の特例についてであります。収入が20%以上減少した場合、令和2年2月1日から令和3年1月31日までが納期限となっている地方税について、延滞金なしで1年間の納付の猶予をできる制度が設けられたことに伴うものでございます。条例では徴収猶予申請書に不備があった際の提出期間を規定したもので、訂正期間20日間となっております。

条例の施行日は、公布の日といたしまして、所要の経過措置を設けるものでございます。

報告第9号の説明は以上でございます

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第9号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

報告第9号は、原案のとおり承認されました。

◎報告第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第6、報告第10号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和2年度南部町一般会計補正予算（第2号））」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金野貢君） それでは、議案書の9ページをお開き願います。

報告第10号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和2年度南部町一般会計補正予算（第2号））」ご説明申し上げます。

下段、処分理由に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症対策に係る国補正予算が4月30日に成立したことに伴い、特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金の支給へ向け、町として早急に取り組む必要があったことから、令和2年度一般会計予算の補正を専決処分したものでございます。

11ページをお開き願います。専決第9号「令和2年度南部町一般会計補正予算（第2号）」は、第1条、歳入歳出予算の総額に18億460万8,000円を追加し、予算総額を153億5,080万5,000円とすることについて令和2年4月30日付で専決処分を行いました。

20、21ページをお開き願います。上段、2款1項総務管理費に、新たに15目特別定額給付事業費を設け、17億8,483万2,000円を追加するもので、内訳としましては、3節職員手当等から13節使用料までは、給付に係る事務経費合わせまして983万2,000円。18節補助金には、1人当たり10万円の給付金を町民1万7,750人分、17億7,500万円を計上いたしました。なお、特別定額給付金は、今月の18日から振り込みを開始できるよう対策室を設け作業を進めております。

下段、3款2項児童福祉費に、新たに5目子育て世帯臨時特別給付事業費を設け、1,977万6,000円を追加するもので、内訳としましては、3節職員手当等から12節委託料までは、給付に係る事務費合わせて267万6,000円。18節補助金には、児童1人当たり1万円の給付金を対象児童1,710人分、1,710万円を計上いたしました。子育て世帯臨時特別給付金は6月中旬の振り込みを目標に健康福祉課内で作業を進めております。

特別定額給付金及び子育て世帯臨時特別給付金の財源は、特定財源等に記載がありますとおり全額国の補助金により賄われることから同額を歳入に計上しております。

以上のとおり、専決処分したことについて地方自治法の規定に基づきご報告申し上げ、議会の承認を求めるものでありますのでよろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第10号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

報告第10号は、原案のとおり承認されました。

---

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第7、議案第47号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」についてを議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（下井田耕一君） 説明資料の議案第47号のページをご準備願います。

議案第47号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨であります。新型コロナウイルスの感染症拡大抑制策により地域経済や町民生活が大きな影響を受けていることから、国民健康保険の被保険者を経済的に支援するため、国民健康保険税基礎課税額の被保険者に係る被保険者均等割額を令和2年度に限り1万円引き下げるととも



に、その他所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしまして、まず1点目の減税についてでございますが、町の国保税は基礎課税額（医療分）の所得割額をはじめ、ご覧の9項目の合計で算出されるものでございます。今回の減税は資料の黄色の箇所になりまして、基礎課税額の被保険者均等割額の部分を26,400円から16,400円に1万円減額するものでございます。

2点目の医療分の被保険者均等割額の軽減についてでございますが、国保税は所得の多い少ないで7割、5割、2割と税額の減額をしてございます。先ほど申し上げました均等割額の1万円の減税により軽減する額についても割合により改正が必要になるものでございます。こちら黄色の部分になりますが、今回の場合、減税後の均等割額にそれぞれ7割、5割、2割を乗じまして、減額するものでございます。なお、1人当たりの減税となる額につきましては、7割軽減は3,000円、5割軽減は5,000円、2割軽減は8,000円、軽減なしの方は1万円の減税となるものでございます。また、所得が多く医療分の限度額を超過している世帯につきましては、減税とならないものであります。なお、所得の関係につきましては、裏面に載せてありますので適宜ご覧いただければと思います。

条例の施行日は公布の日といたしまして、令和2年度の国民健康保険税について適用するものでございます。

議案第47号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第47号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。  
議案第47号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第8、議案第48号「令和2年度南部町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金野貢君） それでは、議案書の27ページをお開き願います。

議案第48号「令和2年度南部町一般会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に4,710万8,000円を追加し、予算総額を153億9,791万3,000円とするものでございます。

36、37ページをお開き願います。町長が提案理由で申し上げましたとおり、このたびの補正予算は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う町独自の経済対策第2弾として、さきに実施しました町内飲食業者への支援を全業種に拡大するための経費及びアルバイトの休業等により影響を受けている学生の修学支援を行うための経費を計上するもので、7款1項1目商工業振興費の18節補助金に支援金合わせまして4,700万円、及び事務費として10節需要費に10万8,000円を追加するものでございます。

ページを戻って34、35ページをお開き願います。歳入の補正でございます。このたびの補正は、町独自の支援であることから、財源としまして18款2項1目財政調整基金からの繰入金4,710万8,000円を計上して対応するものでございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第48号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第48号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第9、議案第49号「令和2年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） それでは、議案書の39ページをお開きください。

議案第49号「令和2年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」でございますが、歳入予算のみの補正で総額は変更のないものでございます。

42、43ページをお開きください。上段、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税の3,265万円の減額でございますが、議案第47号の「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」でも説明いたしました。新型コロナウイルスの感染拡大抑制策により地域経済や町民生活が大きな影響を受けていることから、国民健康保険の被保険者を経済的に支援するため、国民健康保険税の被保険者に係る被保険者均等割額を1万円引き下げることから減額とするものでございます。

次に、下段の5款2項1目財政調整基金繰入金の3,265万円の増額でございますが、上段の国民健康保険税を減額した分の財源不足分を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

以上で、議案第49号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第49号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第49号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（夏堀文孝君） 以上で、本臨時会に付議されました事件は全部終了しました。

ここで、閉会にあたり町長から発言の申し出がございますので、これを許します。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第94回南部町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日提案いたしました議案につきましては、慎重審議のうえ原案のとおりご議決を賜り衷心より御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため発令された緊急事態宣言は、感染拡大の

収束のめどがつかない状況にあることから、5月31日まで延長されることとなりました。国内では、一万五千人を超える感染者が確認され、すでに五百人を超える方々がお亡くなりになっております。1日も早く効果的な治療薬及びワクチンが開発されることを心から願うとともに、お亡くなりになられた方々のご冥福と感染された方々のご回復をお祈りするものであります。

また、自らも感染の危険性と向き合いながら業務に従事いただいております、医療・介護・福祉施設等の関係者、並びに防疫や検査等にあたられている関係者など、全ての皆様に心から感謝するものであります。

このような状況の中、感染拡大防止に役立てていただきたいと町内外の各種団体から手作りマスクや消毒薬の善意が多数寄せられておりますことは、心温まる思いであり、町民を代表しまして心から感謝申し上げる次第でありますとともに、有効に活用させていただくことをお約束するものであります。

さて、先ほど令和2年度の一般会計補正予算案をご議決いただきましたことにより、第2弾となる町独自の経済対策として、全業種を対象とした緊急支援やアルバイト学生への支援が可能となりました。

私は、現在のこの状況を災害発生時と同様であると考えており、国や県の支援策の決定を待つだけではなく、支援を必要とする町民の皆様にスピード感をもって「今、困っているひとを、今、支援する」という思いで、積極果敢に施策を打ちだすことが何よりも大事であるとの認識から、今回も臨時会での審議をお願いしたものであります。

支援金に関しましては、迅速、丁寧な支給事務に努めてまいり所存でありますので、引き続きご指導ご協力をお願い申し上げます。

なお、今回の補正予算で不足が生じた場合には、対応を早くするため専決処分に対応したいと思っておりますので、議員各位にはご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今回の新型コロナウイルスへの対策は長期戦になることを想定し、常に次の支援を考えておかなければならないと感じております。特に、一次産業の中でも、農業の方々にも影響が出る時期が必ず来ると思っております。その時にもスピード感を持った対応が出来るよう、第3弾の支援を考えておりますので、議員各位にも更なるご支援、ご協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、議員各位、並びに町民の皆様におかれましては、引き続き感染予防の徹底へのご協力をお願い申し上げますとともに、くれぐれもご自愛いただき、より一層のご活躍をご祈念申し上げ、本臨時会の閉会のあいさつとさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○議長（夏堀文孝君） これをもちまして第94回南部町議会臨時会を閉会いたします。

（午前11時37分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長            夏 堀 文 孝

署 名 議 員            根 市      勲

署 名 議 員            馬 場 又 彦